



主婦や学生、病気などで所得がなかった方は、その旨を記入し提出してください。

所得の有無にかかわらず、申告がない場合、障害年金の給付、国民健康保険料や介護保険料の決定、所得証明書などの発行ができなくなります。

また、確定申告が不要でも、町県民税の課税において「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある社会保険料控除や配偶者控除以外の各種控除（生命保険料、医療費、扶養など）を追加する場合は、町県民税の申告が必要です。

- 昨年中に所得がなく、家族の税金上の扶養になっていない方
- 昨年中に所得があるが、確定申告の必要がない方
- その他、町から申告書が送られてきた方で、確定申告の必要がない方

所得税と町県民税の申告相談を実施します



申告相談所の開設

日	月	火	水	木	金	土
				2/16	2/17	2/18
				湯本	湯本	-
2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25
-	湯本	箱根	箱根	宮城野	宮城野	宮城野
2/26	2/27	2/28	3/1	3/2	3/3	3/4
仙石原	仙石原	仙石原	湯本	温泉	温泉	-
3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11
-	仙石原	仙石原	宮城野	宮城野	湯本	湯本
3/12	3/13	3/14	3/15			
湯本	湯本	湯本	湯本※			

※3/15(水)は、役場分庁舎で「町県民税」のみ申告の受付を行います。

所得税の申告(確定申告)の受付はできませんので、注意してください。

【受付時間】

9時～16時（役場分庁舎は17時まで）

【会場】

- ・湯本…役場分庁舎
 - ・温泉…温泉公民館
 - ・宮城野…宮城野公民館
 - ・仙石原…仙石原文化センター
 - ・箱根…箱根出張所
- 平成29年1月1日現在で町内に居住している方のみでの受付となります。

●小田原税務署 ☎0465-35-4511

日時(受付時間)	
2月16日(木)～3月15日(水)の平日 (2月19日(日)・2月26日(日)は開設)	受付：8時30分から 相談：9時から17時まで

【所得税以外の税目】

- ・贈与税（納税） 3月15日(水)まで
 - ・個人事業者の消費税 3月31日(金)まで
- ※詳しくは小田原税務署にお問い合わせください。

●(公社)小田原青色申告会による申告指導(所得税) ☎0465-24-2614

日時(受付時間)	会場
2月1日(木)～3月15日(水) 9時～15時 (最終日は14時まで)	青色会館 3階大ホール (小田原市本町2-3-24)

※土曜日はお休みです。



住宅借入金等特別控除の1年目、平成27年分以前の確定申告、譲渡所得に係る確定申告は町の申告会場で受付できませんので、小田原税務署で申告してください。

- 照会先 ●税務課 ☎85-7750 (町県民税、所得税)
●小田原税務署 ☎0465-35-4511 (所得税、贈与税、住宅取得控除、消費税)

町民の皆さんに平成28年の所得を申告してもらう、所得税の確定申告と町県民税の申告時期です。

必要な書類を早めに準備し、期限内に申告しましょう。

所得税の確定申告は小田原税務署または町の申告会場で、町県民税は町の申告会場で申告してください。

所得税の確定申告が必要な方

- 給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超えた方
- 給与を2か所以上から受けている方
- 事業をしている方や不動産収入のある方 など
- ※公的年金などの年金収入額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です。ただし、医療費控除などによる所得税の還付を受けるための申告書は提出できます。

給与や年金から所得税が源泉徴収されている方

次のような方が確定申告をする、所得税が戻る場合があります。

○年末調整に控除が間に合わなかった(年末調整されていない)場合

町県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告をする方や給与所得者で給与以外の所得がなく、年末調整されている方は、原則として町県民税の申告は不要です。

ただし、次のような方は町県民税の申告が必要です。

対象 扶養控除や社会保険料、生命保険料などの控除が年末調整で算定されていない方

申告に要するもの 源泉徴収票や保険料の支払証明書など

○医療費控除 平成28年中に、本人や本人と生計を共にする親族のために支払った医療費控除額 保険金などで補填される分を差し引いた金額から、総所得の5%または10万円のいずれか少ない金額を差し引いた額

控除限度額 200万円

申告に要するもの 領収書など

※事前に領収書を病院ごとに集計し一覧表を作成してください。一覧表がない場合、申告を受け付けできないことがあります。

●今年から申告書等にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告手続きにはマイナンバーの記載と本人確認書類の写しの添付が必要となります。申告の際は忘れずにご用意ください。

次の本人確認書類の写しの添付が必要です

マイナンバーカード

又は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載のあるものに限る）のうちいずれか1つ

身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証
- パスポート ●障害者手帳 ●在留カード
- 年金手帳 等 などのうちいずれか1つ



申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」でも作成できます。

申告・納税・申請全てお任せ e-Tax

詳しくは 国税庁

検索

※国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>